

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名称： 南大阪湾岸流域下水道 中部水みらいセンター 2系最初沈殿池ゲート設備補修工事

工事場所： 貝塚市二色南町地内

本工事は、中部水みらいセンターに設置されている2系最初沈殿池バイパスゲート及び2系最初沈殿池流出水路締切ゲートについて、老朽化した開閉装置の補修に併せ、雨天時浸入水対策として迅速かつ確実なゲート操作が可能なように電動化を行うものです。

当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものです。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見としてスピンドルや減速機の機械的耐力を熟知している必要があるため、他者では実施できないものです。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作・据付を実施した前澤工業株式会社から補修工事を業務移管された株式会社前澤エンジニアリングサービス大阪営業所以外にないため、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結するものです。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積を省略するものです。